

# 令和4年2月議会

## 福祉都市委員会 報告資料

- |  |        |
|--|--------|
| 1. 専決処分（公園管理かし）                          | … 1 頁  |
| 報告第7号 都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について |        |
| 報告第8号 都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について |        |
| 2. 専決処分（家賃滞納者）                           | … 5 頁  |
| 報告第3号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について           |        |
| 報告第4号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について           |        |
| 報告第6号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について              |        |
| 3. 専決処分（不法占有者）                           | … 7 頁  |
| 報告第5号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について           |        |
| 4. 市営住宅の管理方法について                         | … 8 頁  |
| 5. 「福岡市新・緑の基本計画」の実績報告と改定について             | … 12 頁 |

令和4年2月18日

住 宅 都 市 局



## 【位置図】



## 【枯損のため倒壊した樹木】



## 【車両損傷状況】

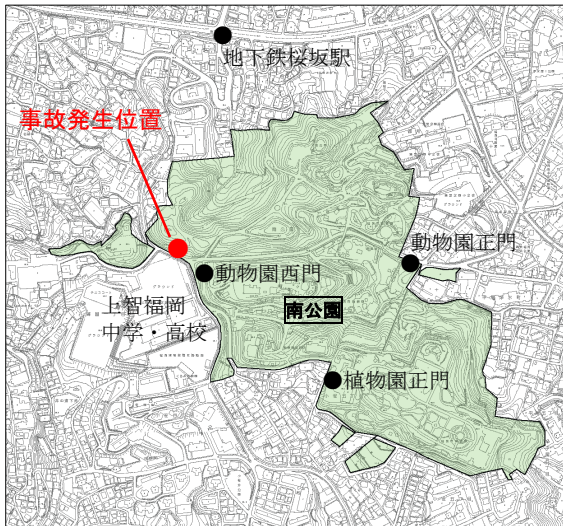


(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。

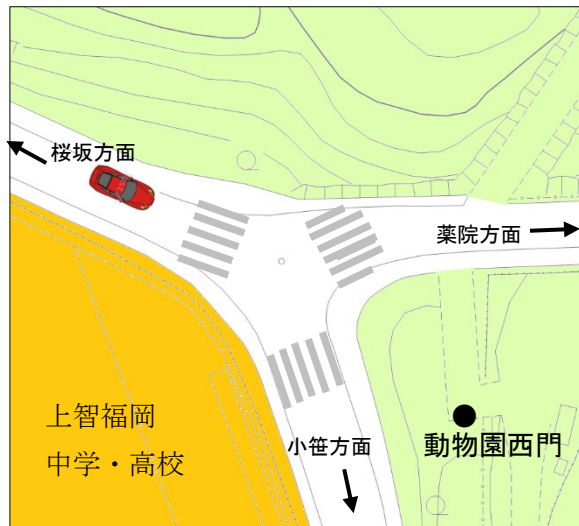




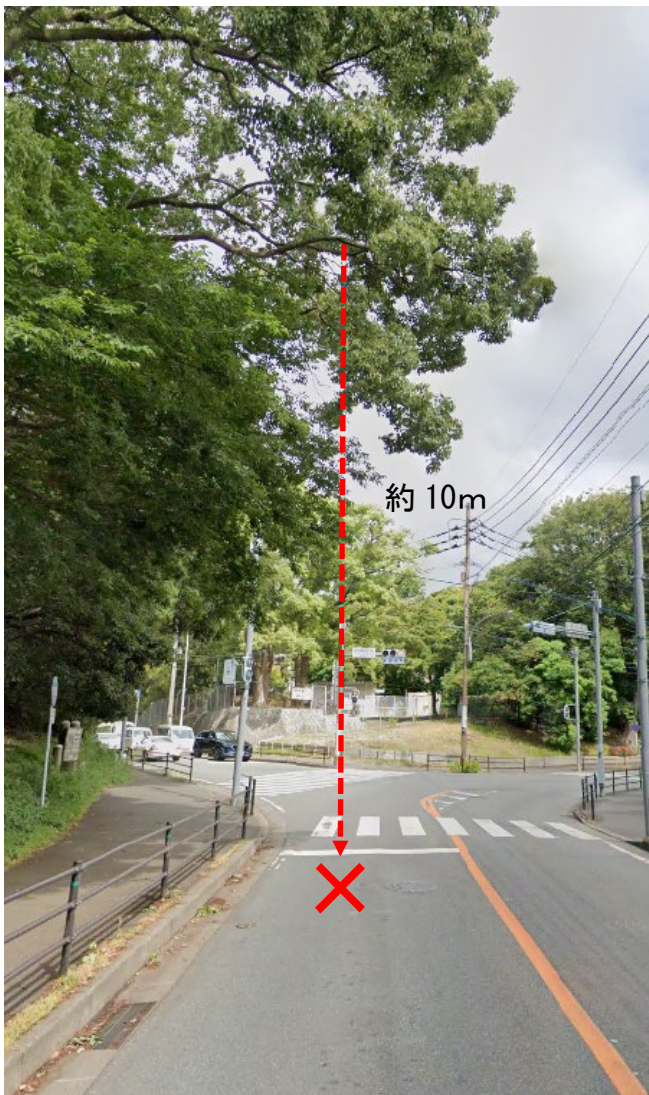
【位置図】



【詳細図（動物園西門前交差点）】



【現場写真】



【枯損枝写真】



○訴えの提起に関する専決処分について

報告第3号及び第4号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者及び連帯保証人（表1）又は家賃滞納者（表2）に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求めるため訴えを提起することについて、専決処分した。

表1（報告第4号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額	住宅明渡し 請求日	専決処分 年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 426,373	令和3年 11月27日	令和4年 1月24日

表2（報告第3号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額	住宅明渡し 請求日	専決処分 年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 123,200	令和3年 11月27日	令和4年 1月24日
2			円 131,413	令和3年 11月27日	令和4年 1月24日
3			円 142,004	令和3年 7月29日	令和4年 1月24日

○和解に関する専決処分について

報告第6号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者のうち、滞納家賃等の納付の意思があると認められるもの（表3）と和解することについて、和解の相手方ごとに専決処分した。

表3（報告第6号）

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃総額	住宅明渡し請求日	専決処分年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 105,013	令和3年 11月27日	令和4年 1月24日
2			169,232	令和3年 7月29日	令和4年 1月24日
3			164,800	令和3年 11月27日	令和4年 1月24日
4			103,573	令和3年 11月27日	令和4年 1月24日

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第5号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る不法占有者（表4）に対し、住宅の明渡等を求めるため訴えを提起することについて、専決処分した。

表4（報告第5号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	不法占有認定日	概要	専決処分年月日
1		※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載しておりません。	平成28年 9月28日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡し義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したもの。	令和4年 1月28日

○以上報告第3号ないし第6号について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年2月16日

福岡市長 高島 宗一郎



## ○市営住宅の管理方法について

### 1 市営住宅管理に係る公募による指定管理の試行の概要

#### (1) 市営住宅管理方法の推移

- ① 平成 17 年度まで  
管理委託制度により福岡市住宅供給公社（以下「公社」という。）に委託
- ② 平成 18 年度から平成 20 年度まで  
指定管理者制度（非公募）により公社に委託
- ③ 平成 21 年度から平成 29 年度まで  
管理代行制度及び指定管理者制度（非公募）を併用し公社に委託
- ④ 平成 30 年度から令和 4 年度まで  
一部の行政区（中央区、南区、城南区）の一部の業務において、公募による指定管理を試行的に導入（城南区は令和 2 年度から令和 4 年度まで）

#### (2) 試行導入の目的

- ① 外郭団体改革実行計画（※）の「民にできることは民に」の視点をふまえ、市営住宅管理における民間参入の可能性について検証。
- ② 市営住宅の指定管理において公募を試行的に導入し、「サービスの向上」、「コスト縮減」、「地場業者への影響」の 3 つの視点から、その成果と課題を踏まえ、最適な管理方法について検討。

※平成 29 年 12 月からは、外郭団体のあり方に関する指針

#### (3) 試行の内容

- ① 対象範囲（区）  
中央区、南区、城南区

【参考】管理戸数（試行導入決定時：平成 29 年 4 月 1 日時点） (戸)

区	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
管理戸数	8,287	7,490	2,425	2,902	1,262	2,643	6,654	31,663

試行導入割合 20.8%

- ② 公募による指定管理者（以下、「公募指定管理者」という。）
  - ・中央区：株式会社東急コミュニティー
  - ・南区：日本管財・西鉄ビルマネージメント共同事業体
  - ・城南区：株式会社九州総合管理
- ③ 対象業務

業務	指定管理料
緊急・小口修繕	精算方式 ※1
保守管理	予算方式 ※2
駐車場管理運営	利用料金制度 ※3

※1 概算払いを行い、年度末に精算する方式

※2 前金払いを行い、基本的に精算を行わない方式

※3 施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させる方式

## 2 試行の分析・検証結果

試行による効果や課題について、書面によるデータ分析、関係者への調査（指定管理者、市関係部署、管理組合、地場業者）、他都市調査により分析・検証した結果は以下のとおり。

### (1) サービスの向上

公募指定管理者のサービスは入居者から高い評価を得た一方、ワンストップサービスの後退により入居者の利便性が低下したとの声もある。

また、管理主体の違いによりサービス水準の差が生じることなど、考慮すべき要素も確認された。

### (2) コスト縮減

市営住宅の老朽化により、施設の維持管理に要するコスト負担が年々増加しているという背景もあり、今回の試行における管理手法においては、コストを縮減することは構造的に困難となっている。

コストの縮減を図るためには、対象範囲（区）の拡大や大括り化、対象業務の拡大など、業務の合理化・効率化を行うことが必要である。

### (3) 地場業者への影響

試行導入後に発注先業者数の大幅な減少が見られるものの、仕様による地場発注の条件設定や事業の規模により、現在の公募対象業務においては影響は限定的である。

ただし、事業規模が大きい空家修繕等に対象業務を拡大した場合には、地場業者に対する影響が出る懸念がある。

## 3 次期管理方法（案）

### (1) 管理方法

現行の対象範囲（区）の3区を1つに大括り化したうえで、現行の対象業務について、引き続き指定管理者の公募を行う。

### (2) 対象範囲（区） ※現行と同一

中央区、南区、城南区を一括管理

### (3) 管理戸数

6,451戸

【参考】管理戸数（令和3年3月31日時点） (戸)

区	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
管理戸数	8,317	7,364	2,403	2,786	1,262	2,643	6,579	31,354

### (4) 対象業務 ※現行と同一

①緊急・小口修繕

②保守管理

③駐車場管理運営

### (5) 期 間

令和5年度から令和9年度（5年間）

### (6) 公募への応募資格（地場要件）

地場事業者または地場事業者を含む共同事業者

(7) 理由

試行において評価が得られた「サービス水準」を維持するとともに、課題となった「管理主体の複数化によるコスト及び業務の非効率」の改善を図るため、以下の観点から管理手法に変更を加えたいうえで引き続き指定管理者の公募を継続し、その効果の検証を行う。

①サービスの向上

公募による指定管理を継続することで、引き続き民間事業者の創意工夫によるサービスの向上が期待できる。

②コスト縮減

対象範囲（区）を大括り化することで、管理戸数の増加によるスケールメリットと、業務の非効率の改善が期待できる。

③地場業者への影響

現行の対象業務の場合、地場業者への影響は限定的となることが期待できる。

4 今後のスケジュール

令和3年度中	次期管理方法の決定
令和4年度	指定管理者の公募 指定管理者の指定議案提出
令和5年度～	次期管理開始（5年間）

【参考】市営住宅管理業務のイメージ図（試行実施時）

主な業務		公営住宅	公営住宅以外		
①家賃決定		市			
②訴訟事務					
③入居決定		管理代行者(公社)			
④同居承認等					
⑤明渡請求					
⑥収入申告		非公募指定管理者(公社)			
⑦家賃収納					
⑧募集計画		管理代行者(公社)			
⑨入退去等手続き					
⑩入居者指導					
保守 修繕	⑪計画修繕			公募指定管理者 (中央・南・城南)	
	⑫空家修繕				
	⑬緊急・小口修繕				
	⑭保守管理				
⑮駐車場管理		非公募指定管理者(公社)			

【参考】試行の分析・検証の概要（令和3年9月議会報告資料より）

		サービスの向上	コスト縮減	地場業者への影響
データ分析		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>試行導入後、指定管理料の総額、事務費（人件費、事務所費等）ともに増加している</li> <li>保守修繕の発注単価は年度ごとに変動があるが、試行導入前後で大きな傾向の違いはない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注先の業者数は大きく減少している</li> <li>地場業者への発注単価は、年度ごとに変動があるが、公社と指定管理者で大きな違いはない</li> </ul>
関係者への調査	公募指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>修繕の対応の速さについて優位性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理戸数や対象業務が少ないことがコストの非効率の原因となっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注単価は公社と同水準にしている</li> <li>発注先業者数の減少は、地場業者側からの辞退も一因である</li> </ul>
	公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の経験や体制、福祉的配慮などでの市との連携について優位性がある</li> <li>緊急修繕に迅速に対応できる体制を整えている</li> <li>窓口の分散により入居者の利便性の低下が見られている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入退去から修繕までの業務の一貫性がメリット</li> <li>公募指定管理者の業務が限定的であるため、公社の人員の削減は難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地場業者への発注機会や発注金額が公平となることを重視している</li> <li>地場育成も公社の役割と認識している</li> </ul>
	市関係部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募指定管理者は、入居者や管理組合からの要望に対して丁寧に対応している</li> <li>管理主体によりサービス水準の差が生じている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保守修繕業務の区分は明確には切り分けられず、管理主体間の調整が非効率</li> <li>管理主体が複数化したことで、市の業務（指揮・監督、調整）が増大している</li> <li>修繕履歴等データ管理に非効率が生じている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公社は地場育成の観点からランクの低い業者にも発注している</li> </ul>
	管理組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募指定管理者は概ね高い評価を得ている</li> <li>窓口の複数化に対する不便や管理者の変更に対する不安が示されている</li> </ul>	—	—
	地場業者	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急・小口修繕の事業規模が小さいため影響は少ないが、対象を事業規模が大きい空家修繕等に広げた場合の懸念が示されている</li> </ul>
他都市調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>民間に一定の優位性を認めつつも、両者で極端なサービス水準の差はないと評価されている</li> <li>業務仕様にない業務に対する柔軟性が公社の優位性として評価されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募制の導入によりコストの縮減が図られたとする都市がある一方で、コスト縮減は限定的とする都市もみられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募制の導入による地場業者への影響は特にはないとする都市が多いが、発注先の偏りが生じている都市もある</li> </ul>
※地方住宅供給公社が設置されている都市の多くでは、公社が管理を実施				
評価		<ul style="list-style-type: none"> <li>公募指定管理者のサービスは高い評価を得ている</li> <li>窓口の分散化による利便性の低下が見られる</li> <li>公社については仕様を超えた柔軟な対応が可能である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注単価が維持される場合、保守修繕費のコスト縮減は困難である</li> <li>業務が分散化及び管理主体が複数化した場合、業務や事務費が非効率となるため、コストは縮減されずむしろ増加となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地場発注の条件設定や事業規模により、現在の公募対象業務においては影響は小さいが、対象を空家修繕等に拡大した場合、影響が懸念される</li> </ul>

# ■「福岡市新・緑の基本計画」の実績報告と改定について

住宅都市局花とみどりのまち推進部みどり政策課

## 1 計画の概要

### 1-1 緑の基本計画とは

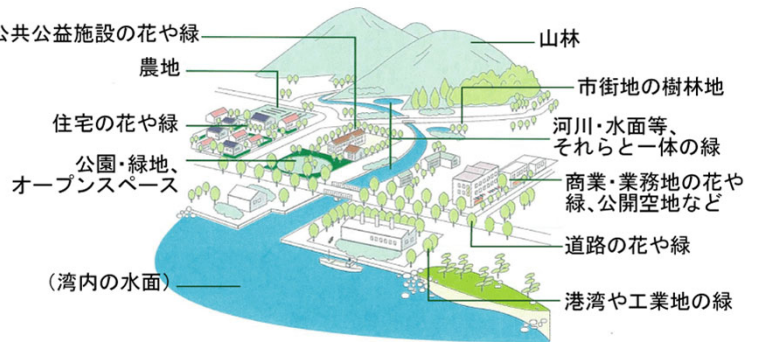
- 都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。
- 都市公園の整備など都市計画法に基づく諸制度の活用のみならず、道路、河川などの公共公益施設の緑化、市民や企業などの民有地における緑地の保全や緑化、さらに緑化意識の普及啓発などソフト面の施策も含めた、都市の「緑」全般に関する幅広い総合計画である。

### 1-2 「福岡市新・緑の基本計画」における「緑」の定義と「緑の役割」

#### ■「緑」とは

本計画で対象とする「緑」は、市域内における以下のものである。

- 公園、森林、農地、河川・水面
- 道路や学校等の公共公益施設の樹木等の緑地または緑被されたオープンスペース
- 民有地の樹木等の緑地または緑被されたオープンスペース



#### ■「緑の役割」

緑は、人々の豊かな生活を生み出していくための多様な役割を担っており、本市では、緑には大きく次の6つの役割が求められている。

##### 都市環境の改善

- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・CO<sub>2</sub>の吸収と酸素の供給、大気中の浮遊物の吸着
- ・雨水の保水機能、気候や水循環をコントロール

##### レクリエーションの場の提供

- ・ストレスや疲れを癒す散策
- ・休養、遊び、健康増進の場

##### 生物の生息・生育環境の維持

- ・生態系を支える基盤
- ・多様な生物の生息地
- ・エコロジカルネットワークの形成

##### 美しくやすらぎのある風景の形成

- ・都市景観に彩りややすらぎを与える
- ・原風景の形成

##### 災害の防止、避難地の確保

- ・防風、防火
- ・土砂流出、崩壊防止
- ・洪水の緩和

##### 歴史的風土の継承

- ・歴史を物語る1つの要素
- ・風土を構成する要素

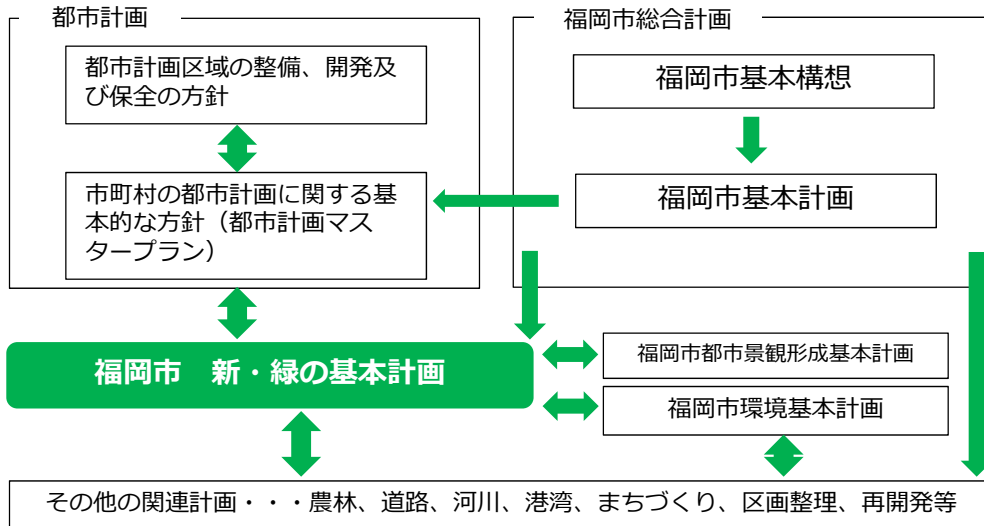
### 1-3 目標年次

計画策定より概ね10年後の2020年（令和2年）を目標年次としている。また、2020年以降についても本市の緑について「将来の望ましい姿」を示している。



## 1-4 計画の位置づけ

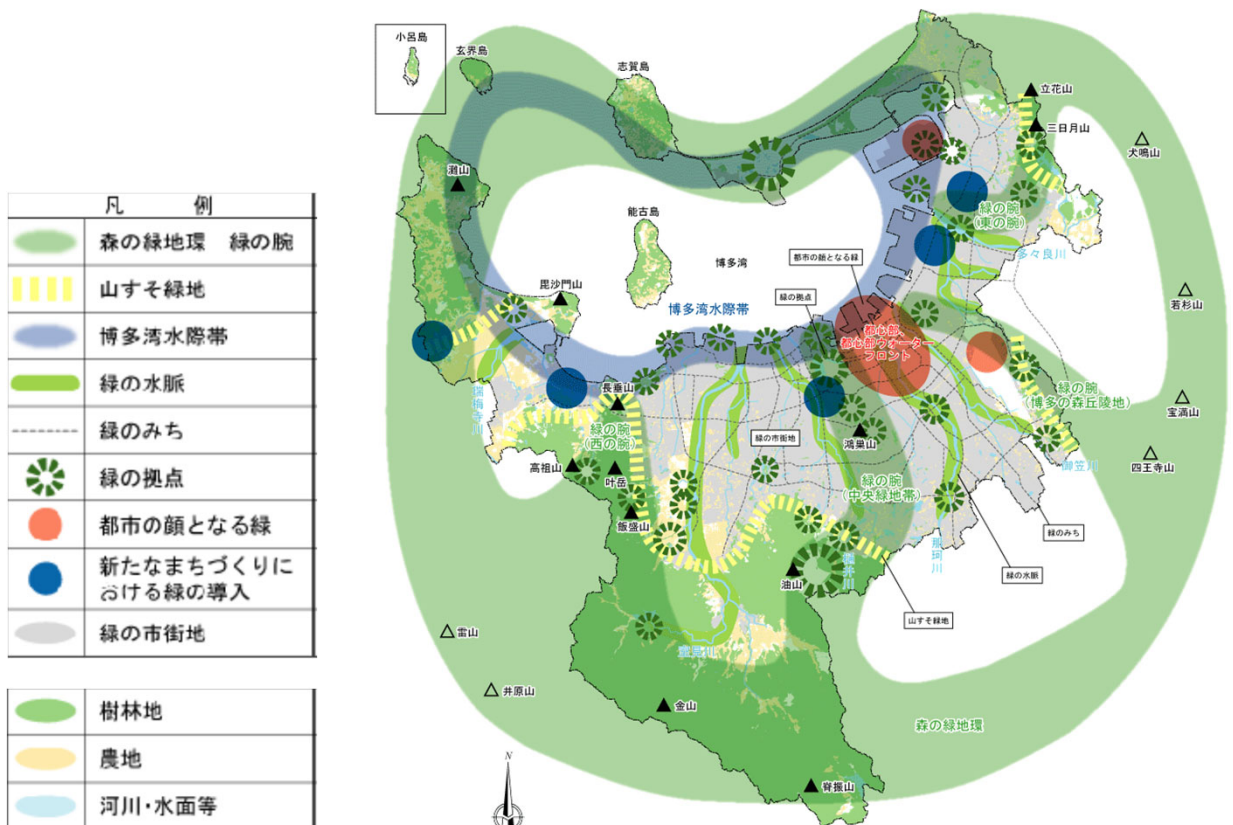
「福岡市基本計画」等の上位計画や「福岡市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図り、それらの緑に関する部門を支える計画として位置づけている。



## 1-5 基本理念及び緑の将来像図

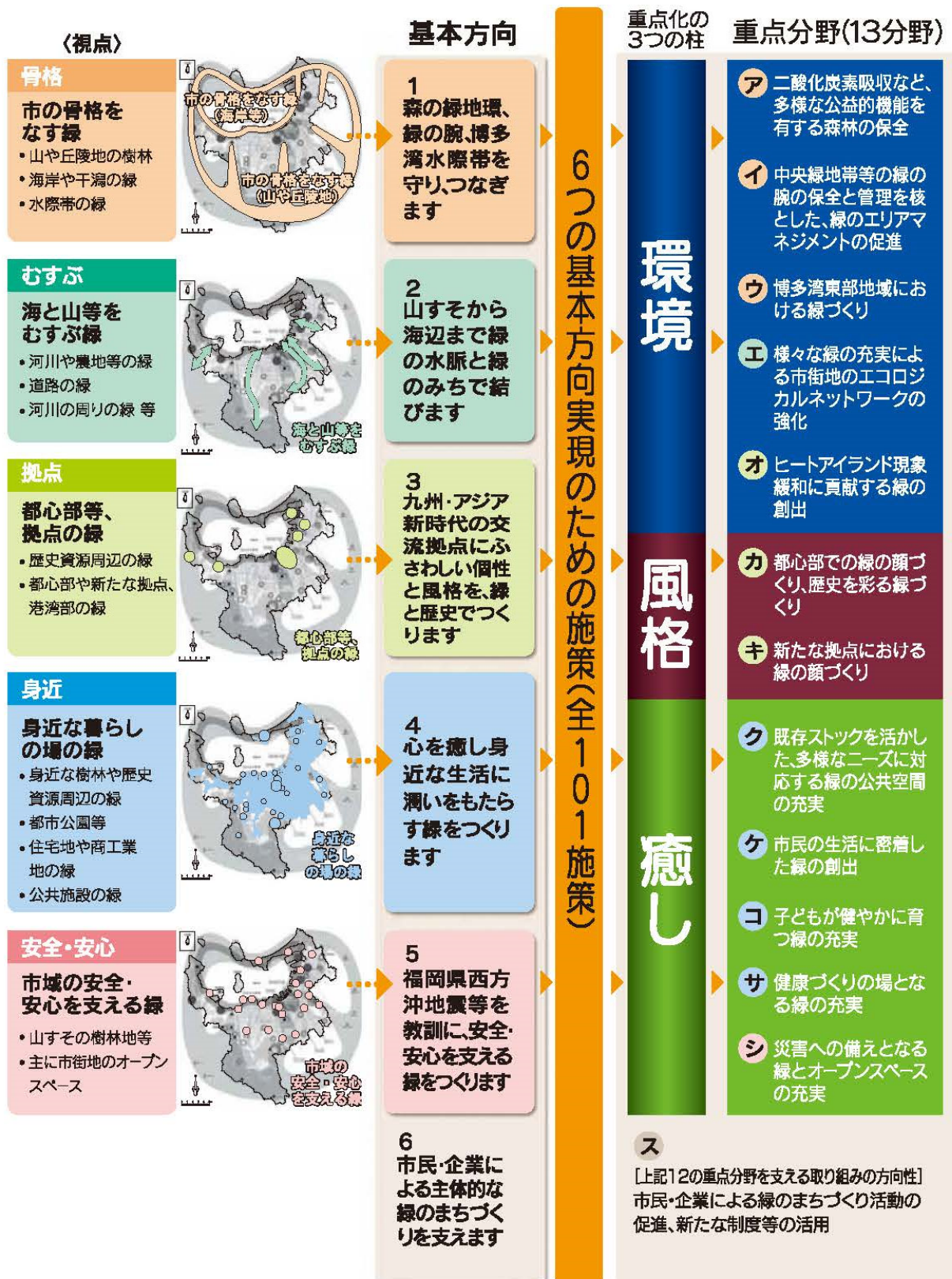
「基本理念」及び市民・企業と行政が共通の認識を持って緑のまちづくりを進めていくことができるよう、「緑の将来像図」を示している。

**風格ある 緑豊かな 環境共生都市・福岡をめざして  
～市民・地域・企業とともに～**



## 1-6 将来像を実現するための基本方向の枠組み、重点分野への展開

施策展開においては、「環境」「風格」「癒し」の「重点化の3つの柱」を設け、3つの柱ごとに、重要性・緊急性・福岡市らしさなどの観点から基本方向に対応した「重点分野」を設定し、これに関する重点施策を実施している。



## 2 計画における目標の達成状況

### 2-1 総括目標の達成状況

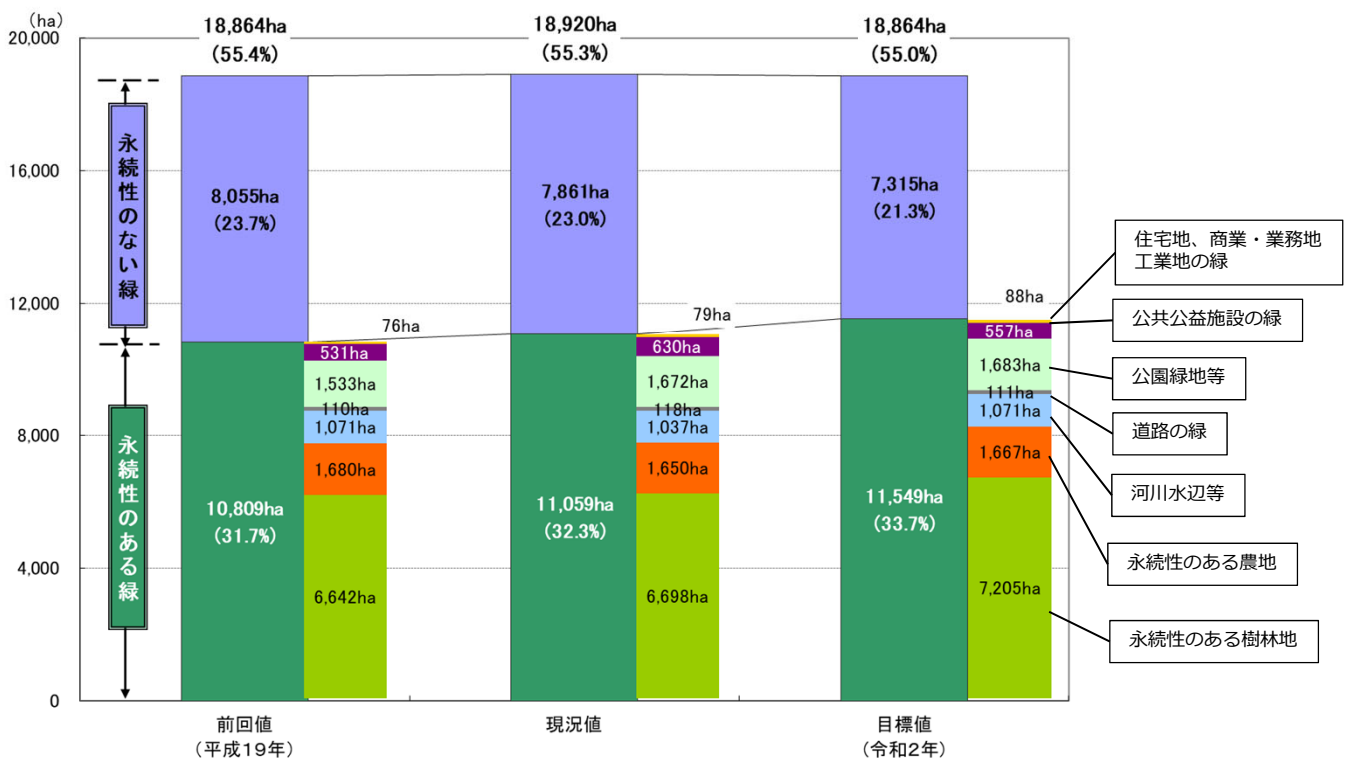
		単位	計画時 (a) (H19)	目標 (b) (R2)	現況値 (c) (R2)	差分 (c-b)	増減比 (対計画時) (c/a)	
緑の量の維持・増大 緑の質の向上	市域の緑の総量を維持します	①全市域における緑の面積	ha	18,864	18,864	18,920	56	100%
		・うち永続性のある緑(※1)の面積	ha	10,809	11,549	11,059	△490	102%
	緑で地球温暖化防止に貢献します	②市内の緑による二酸化炭素吸収量	ton-CO <sub>2</sub> /年	約79,740	約87,380	約84,374	△3,006	106%
	屋上緑化(※2)による二酸化炭素排出削減量		約20~100	約80~380	約32~158	△48~△222	159%	
	身近な緑への満足度を高めます	③身近な地域において緑が豊かであると感じている市民の割合	%	24.1	55.0	30.5	△24.5	127%

※1 永続性のある緑とは、①法令により土地利用転換が規制されている緑地②公的機関がそれに準ずる団体が所有または借地している公園緑地や施設の緑③その他法令による位置付けがある緑のいずれかの要件に当てはまるもの。

※2 屋上緑化のうち市が把握する面積(助成対象等)、なお、令和元年度の福岡市域の温室効果ガス総排出量は約642万t-CO<sub>2</sub>

#### ① 全市域における緑の面積

本計画においては、緑は失われやすいことを踏まえて、永続性のある緑を増加させ、出来る限り緑の減少を食い止め、減少した分は創出することで、本市の緑の総量を維持していくことを目指しており、「全市域における緑の面積」は、開発等による農地等の減少を、公園緑地等の整備による緑の創出や永続性のある樹林地の指定などにより、維持することができた。

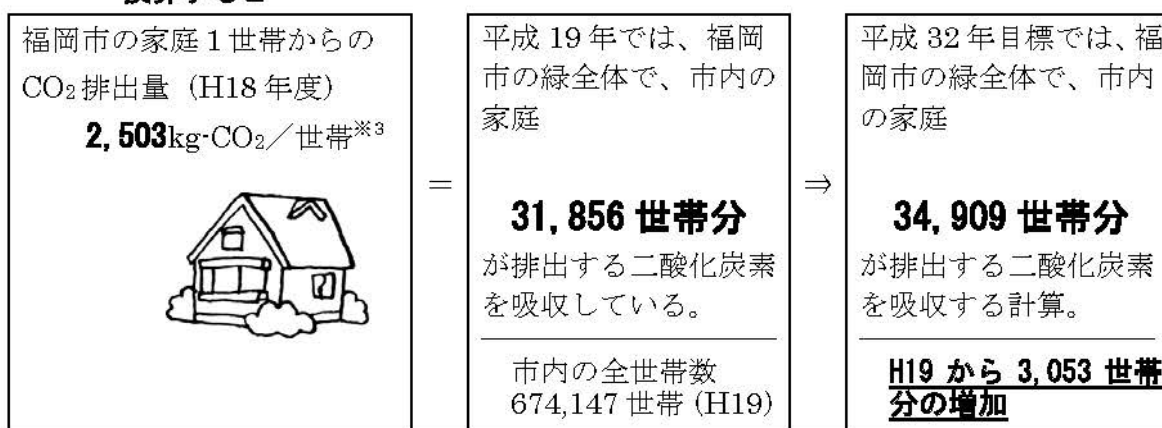




## ② 市内の緑による二酸化炭素吸収量、屋上緑化による二酸化炭素排出削減量

「市内の緑による二酸化炭素吸収量」については、目標には達しなかったものの、公園緑地等の整備をはじめとする公共施設の緑化や森林の育成等により増加し、また、「屋上緑化による二酸化炭素排出削減量」も増加した。

＜参考＞福岡市の緑による二酸化炭素吸収量を、家庭1世帯からの二酸化炭素排出量に換算すると（「福岡市新・緑の基本計画」より）



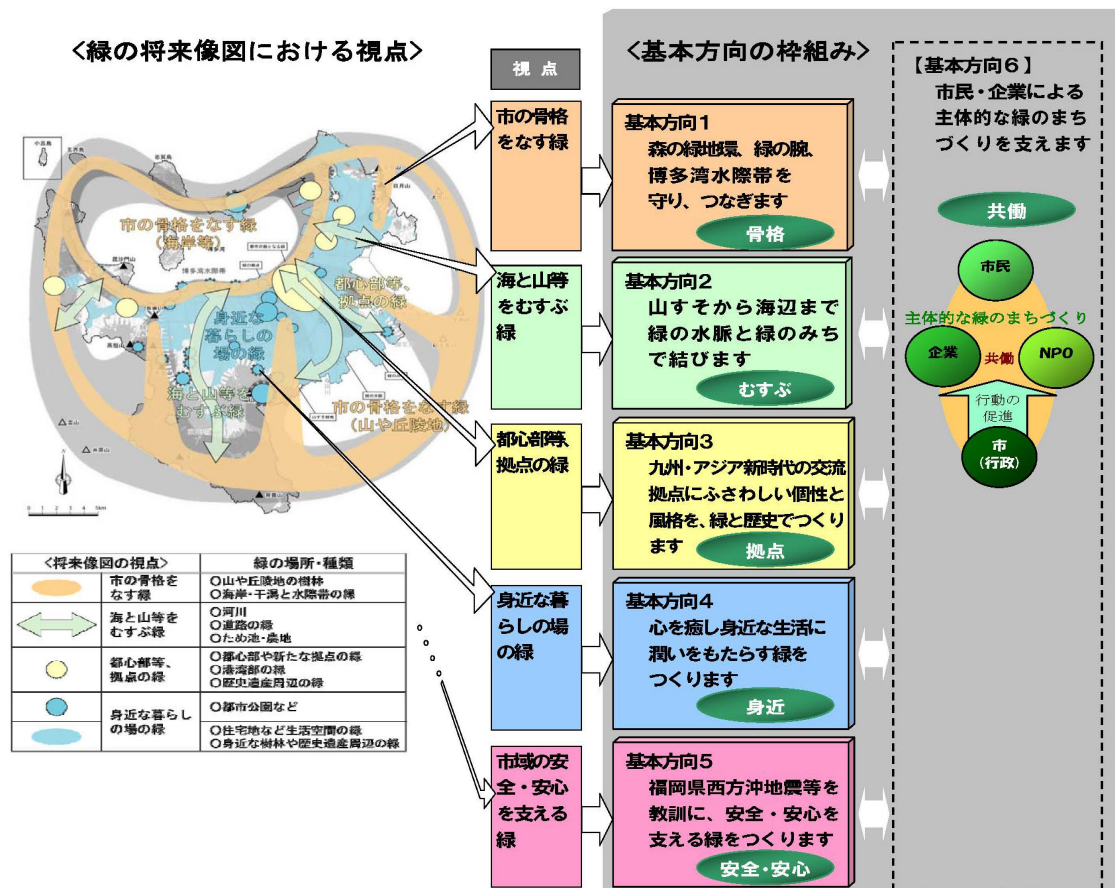
※3：「平成18年度（2006年度）の温室効果ガス排出量について（確定値）」福岡市環境局より

## ③ 身近な地域において緑が豊かであると感じている市民の割合

「身近な地域において緑が豊かであると感じている市民の割合」については、目標には達しなかったものの、コミュニティパーク事業や公園愛護会活動などによる市民との共働の推進、福岡城さくらまつりや福博花しるべなどの緑化啓発イベントの実施、緑地協定や風致地区における緑化指導などにより増加した。なお、近年、SDGsの理念の実現など企業の社会的責任（CSR）の取組み意識が高まっており、一人一花運動への協賛増などの動きも見られる。

## 2-2 各基本方向の達成状況

- 「基本方向1 森の緑地環、緑の腕、博多湾水際帯を守り、つなぎます」については、市民との協働による鴻巣山における緑地保全活動など、海や山などの自然をより身近に感じられるような取組みにより、特に「山林の緑が豊かであると感じている市民の割合」が大きく増加するなど、概ね達成できた。
- 「基本方向2 山すそから海辺まで緑の水脈と緑のみちで結びます」については、室見川緑地や那珂川緑地の整備などにより、特に「河川の水辺の緑が豊かであると感じている市民の割合」が大きく増加するなど、概ね達成できた。
- 「基本方向3 九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい個性と風格を、緑と歴史でつくります」については、都心部のおもてなし花壇の取組みや天神ビッグバン、博多コネクティッドによる緑化の誘導などにより、特に「都心部の緑が豊かであると感じている市民の割合」が大きく増加するなど、概ね達成できた。
- 「基本方向4 心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくります」については、公園再整備事業やコミュニティパーク事業などの取組みにより、特に「身近なところに公園があると感じている市民の割合」が大きく増加するなどして、達成できた。
- 「基本方向5 福岡県西方沖地震等を教訓に、安全・安心を支える緑をつくります」については、広域避難場所となる大規模公園や地区避難場所となる身近な公園の整備、防災機能の向上などにより、「地域の防災対策が充実していると感じている市民の割合」が大きく増加し、概ね達成できた。
- 「基本方向6 市民・企業による主体的な緑のまちづくりを支えます」については、「街路花壇協定締結団体数」や「地域内連携公園管理の実施公園数」などが大きく増加するなど、達成できた。





## 重点分野の成果指標の達成状況

基本方向	重点分野	成果指標	単位	計画時(a) (H19)	目標(b) (R2)	現況値(c) (R2)	差分 (c-b)	増減比 (対計画時) (c/a)
1 森の緑地環，緑の腕，博多湾水際帯を守り，つなぎます	【重点分野ア】 二酸化炭素吸収など多様な公益的機能を有する森林の保全	●永続性のある樹林地の面積	ha	6,642	7,205	6,698	△ 507	101%
		●森林による二酸化炭素吸収量	ton-CO2/年	53,510	57,240	55,720	△ 1,520	104%
	【重点分野イ】 中央緑地帯の緑の腕の保全と管理を核とした緑のマネジメントの促進	●山林の緑が豊かであると感じている市民の割合	%	59.1	70.0	72.8	2.8	123%
		●市街化区域における永続性のある樹林地の面積	ha	138	213	124	△ 89	90%
	【重点分野ウ】 博多湾東部地域における緑づくり	●アイランドシティまちづくりエリアの緑被面積，緑被率	ha %	28 14	58 30	36 19	△ 22 △ 11	129% 136%
【重点分野エ】 様々な緑の充実による市街地のエコロジカルネットワークの強化		●河川の水辺の緑が豊かであると感じている市民の割合	%	51.3	70.0	70.3	0.3	137%
	●道路の緑が豊かであると感じている市民の割合	%	55.6	80.0	72.4	△ 7.6	130%	
	●河川水辺等，道路の緑，永続性のある農地の面積	ha	2,862	2,849	2,805	△ 44	98%	
2 山すそから海辺まで緑の水脈と緑のみちで結びます	【重点分野オ】 ヒートアイランド現象緩和に貢献する緑の創出	●都心部の緑被面積，緑被率	ha %	96 約10	103 約11	97 約11	△ 6 0	101% 110%
		●都心部の緑が豊かであると感じている市民の割合	%	26.0	50.0	52.8	2.8	203%
	【重点分野カ】 都心部での緑の顔づくり，歴史の彩る緑づくり	●都心部の緑被面積，緑被率	ha %	96 約10	103 約11	97 約11	△ 6 0	101% 110%
		●アイランドシティまちづくりエリアの緑被面積，緑被率	ha %	28 14	58 30	36 19	△ 22 △ 11.0	129% 136%
	3 九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい個性と風格を，緑と歴史でつくります	【重点分野ク】 既存ストックを活かした，多様なニーズに対応する緑の公共空間の充実	●身近なところに公園があると感じている市民の割合	%	79.2	85.0	89.0	4.0
●地域の公園に親しみを感じている市民の割合			%	47.1	75.0	68.4	△ 6.6	145%
●公園再整備箇所数			箇所	-	150	153	3	達成
●公共施設緑の面積			ha	531	557	630	73	119%
【重点分野ケ】 市民の生活に密着した緑の創出		●民有地の緑の面積	ha	1,357	1,514	1,449	△ 65	107%
		【重点分野コ】 子どもが健やかに育つ緑の充実	●地域の公園で子供が安心して遊べると感じている市民の割合	%	47.5	60.0	71.2	11.2
●公園再整備箇所数	箇所		-	150	153	3	達成	
4 心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくります	【重点分野サ】 健康づくりの場となる緑の充実	●公園再整備箇所数	箇所	-	150	153	3	達成
		5 福岡県西方沖地震等を教訓に，安全・安心を支える緑をつくります	【重点分野シ】 災害への備えとなる緑とオープンスペースの充実	●地域の防災対策が充実していると感じる市民の割合(※)	%	24.1	45.0	41.8
6 市民企業による主体的な緑のまちづくりを支えます	【12の重点分野を支える取り組み】 市民による緑のまちづくり活動の促進，企業による緑を通じた社会貢献の推進，新たな制度等の活用			●緑のまちづくり活動に参加している市民の割合	%	17.0	30.0	12.0
		●街路花壇協定締結団体数	団体	41	80	195	115	476%
		●地域の森づくり・花づくり活動認定団体数	団体	37	80	210	130	568%
		●地域内連携公園管理の実施公園数	箇所	20	200	364	164	1820%

※「地域に緊急時の避難場所が整備されていると感じている市民の割合」の代替とする指標

### 3 今後の進め方

---

福岡市基本計画などの上位計画に合わせ、現計画の成果や近年の社会情勢の変化等を踏まえ、学識経験者や市民等からなる委員会により案の作成を行い、議会に随時報告しながら、改定に取り組んでいく。

#### ■ 近年の主な社会情勢の変化

- ① SDGsの理念の実現  
(持続可能なまちづくり など)
- ② 新型コロナウイルス感染症を契機としたライフスタイルの変化  
(身近な自然環境としてのオープンスペースの再認識 など)
- ③ グリーンインフラの推進  
(緑の多様な機能の活用 など)
- ④ 気候変動対策  
(脱炭素社会に向けた取組み など)
- ⑤ 生物多様性の保全  
(動植物の生息・生育のための生態系ネットワーク など)
- ⑥ インクルーシブな社会の実現  
(障がいや年齢などの多様性を認める社会 など)
- ⑦ 超高齢社会への対応  
(健康寿命の延伸 など)
- ⑧ Well-beingの向上  
(身体、精神、社会などが満たされた状態の実現 など)
- ⑨ 市民や企業との共創によるまちづくり  
(あらゆる主体によるまちづくりへの参画 など)

など